

平成 27 年度第 1 回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成 27 年 11 月 2 日（月）午前 10 時～午前 11 時 30 分
場 所	秦野市役所本庁舎 4 階 議会第 1 会議室
出席委員 (◎会長) (○副会長) (敬称略)	小菅基司、大野祐司、山下博己、木村眞澄、◎加藤仁美、○宮林成幸、鳥海久元、山口政雄、佐野友保、高橋捷治、久保寺邦夫、横山俊二、具嶋久光、遠藤晶則、栗田貞夫、福森 登 15 名
事務局等 出席者	都市部長 河野雄介 都市部都市政策課長 小谷幹夫 都市部都市政策課課長代理（都市計画担当） 佐藤靖浩 都市部都市政策課主査 齊藤広和 都市部都市計画課主任技師 大槻英治 都市部都市政策課技師補 田所 篤 下水道部参事（兼）下水道河川整備課長 山口 廣 下水道部下水道河川整備課課長代理（計画担当） 西沢光吉 下水道部河川整備課主査 守屋 仁
議 事	諮問事項 議案第 1 号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について 報告事項 報告第 1 号 秦野都市計画下水道秦野第 1 号公共下水道の変更 について 報告第 2 号 「はだの交通計画」について 報告第 3 号 第 7 回線引き見直しについて

会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項

報告第1号 秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水道の変更について

報告第2号 「はだの交通計画」について

報告第3号 第7回線引き見直しについて

【議事要旨】

司 会
(課長代理)

それでは、次第に基づき議事に移りたいと思いますが、その前に、市長から会長に諮問をさせていただきます。皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

市 長

(市長から会長へ諮問書朗読の上、手渡し。)

諮問書(写)を都市政策課職員が配布。

司 会
(課長代理)

ここで、市長は次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席をさせていただきます。また、都市部長においても、急な公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席させていただきます。

—市長・都市部長退席—

司 会
(課長代理)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にお届けしております、

「議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について」です。

次に報告事項であります、

「報告第1号 秦野都市計画下水道秦野第1号公共下水

道の変更について」

「報告第2号 はだの交通計画について」

「報告第3号 第7回線引き見直しについて」です。

そして本日机上に配布してございます「次第」、「委員名簿」になります。

司 会
(課長代理)

それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、加藤会長にお願いいたします。加藤会長よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは議事に入ります。

次に、本日の傍聴についてですが、傍聴人はおりますか。

課長代理
(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。

名簿順でということでしたので、

こすげ もとし とりうみ ひさもと
小菅 基司委員と鳥海 久元委員にお願いします。よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思ひます。

会 長

本日の議題(1)議案第1号の「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局
(都市計画担当)

それでは、議案第1号「秦野都市計画生産緑地地区の変更」について御説明いたします。

平成27年度の生産緑地地区の変更は、区域の拡大が3箇所、縮小が3箇所、廃止が3箇所の合計9箇所となって

おり、面積は 2,970 m²の縮小となります。

また、今回の変更により本市の生産緑地の箇所数は、682箇所、面積は約 103.0ha となります。

こちらは、本市の生産緑地地区の箇所数と指定面積の推移になります。

平成4年に当初指定を行い、666箇所、約101haが指定され、平成9年には、743箇所、113.2haが指定されましたが、その後、高齢化の進展や農業の担い手不足などにより、生産緑地は減少傾向が続いている状況となっております。

続いて、今年度の生産緑地の主な変更理由ですが、まず1つ目が、生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うもの。

2つ目が、生産緑地法第8条に基づく公共施設等の設置により、区域の縮小を行うもの。

3つ目が、農業の主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づく買取りの申し出がなされ、買取り希望がなかったため、区域の廃止又は縮小を行うもの。

4つ目が、測量によって面積に変更が生じたもの。

以上が、今回の主な変更理由となっております。

今回の変更箇所としましては、9箇所となります。

それでは、今回御審議いただく案件について御説明いたします。

まず、箇所番号 211 番について御説明いたします。場所は平沢で渋沢駅の東約 1.7km 付近になります。こちらは、生産緑地の指定要望がなされた区域で、生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。指定面積は 3,596 m²から 4,585 m²となります。

次に箇所番号 245 番になります。場所は平沢で秦野駅の西約 1.7km 付近になります。こちらも先程と同様に、生産緑地の指定要望がなされた区域で、生産緑地の追加指

定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。なお、今回の変更により、指定面積は 2,436 m²から 2,899 m²となります。

箇所番号 352 番になります。場所は曾屋で秦野駅の東約 0.7km 付近になります。こちらは、生産緑地法第 8 条に基づく公共施設等の設置により、区域の縮小を行うものとなっております、今回の変更で、指定面積は 990 m²から 950 m²となります。

箇所番号 364 番になります。場所は平沢で秦野駅の西約 1.0km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が死亡し、指定された生産緑地の一部の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の縮小を行うものになります。また、今回の変更により、指定面積は 3,427 m²から 1,217 m²となります。

箇所番号 586 番になります。場所は鶴巻南四丁目で、鶴巻温泉駅の南約 0.2km 付近になります。所有者が土地の合筆を行った際、測量により面積の変更が生じたため、それに伴い同様に生産緑地の指定面積も変更するものとなっております。なお、今回の変更で、指定面積は、1,465 m²から 1,423 m²に変更となります。

箇所番号 642 番になります。場所は、鶴巻南四丁目で鶴巻温泉駅の東約 0.3km 付近になります。こちらは、農業の主たる従事者が死亡し、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の廃止を行うものになります。指定面積 1,090 m²の区域を廃止するものになります。

箇所番号 643 番になります。場所は、鶴巻南四丁目で鶴巻温泉駅の東約 0.3km 付近になります。こちらも先程と同様に、農業の主たる従事者が死亡し、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の廃止を行うものになり

ます。指定面積 645 m²の区域を廃止するものになります。

箇所番号 767 番になります。場所は、立野台一丁目で秦野駅の南約 1.2km 付近になります。こちらは、一部区域の農業の主たる従事者が死亡し、生産緑地の買取り申出がなされましたが、本市及び農業従事者などからの買取り希望がなかったため、区域の廃止を行うものになります。ただし、次の箇所で説明させていただきますが、この廃止により、一部残った区域は、面積要件を欠くことから、区域の廃止となりますが、営農意志があり、変更要望が提出されております。指定面積 730 m²の区域を廃止するものになります。

箇所番号 754 番になります。場所は、立野台一丁目で秦野駅の南約 1.2km 付近になります。こちらは、先程説明させていただきました、生産緑地の変更要望がなされた区域で、これまで、箇所番号 767 番の一部区域でしたが、その農業の主たる従事者が死亡し、買取り申出がなされましたが、残りの箇所は営農意志があり、本箇所への変更要望が提出されました。単独では面積要件を欠くことから、本箇所に生産緑地の追加指定方針に基づき、既に指定された生産緑地と集団化した農地として、区域の拡大を行うものとなっております。また、今回の変更により、指定面積は 2,695 m²から 3,049 m²となります。

以上が、変更箇所の個別の概要となります。

最後に、これまでの経過と今後の予定について、御説明いたします。

今回の変更にあたり、追加指定の申し出を 6 月 1 日から 15 日まで行ない、その後、神奈川県との協議を経て、都市計画法第 17 条第 1 項に基づき、変更案の縦覧を 10 月 1 日から 15 日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の都市計画審議会で御審議いただき、答申をいただいたあと、都市計画の変更告示を行う予定となっております。

以上で、議案第1号「秦野都市計画生産緑地地区の変更」の説明を終わります。御審議、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長

以上の案について、何か御質問、御意見はございませんか。

木村委員

今、事務局の生産緑地の縮小、指定解除の説明の中で、道路等の公共施設の整備や主たる従事者の死亡によることが理由との説明がありましたが、この他にも指定を解除する理由はありますか。

会 長

事務局、お願いいたします。

課長代理

(都市計画担当)

御質問についてですが、この他の理由として生産緑地法第10条に「農林業に従事することを不可能にさせる故障」規定がございます。これは故障の具体的な内容は、生産緑地法施行規則第4条で定められており、その故障の認定にあたっての事務の取扱いは、「秦野市農林業従事故障の認定に関する事務取扱要綱」に定められております。

主なものですが、両目が失明している状態、精神障害1級又は精神障害を事由とする年金給付を受けている、身体障害2級以上に該当しているなどの要件に該当している場合は、故障要件として認定されます。

また、認定基準に該当しないものの、身体的な理由で農業に従事することが困難な場合の認定につきまして、故障と判断されるものについては、秦野市従事故障認定事務審査会という組織がありまして、そこで審査して認定の可否を決定しております。

審査会は、過去3年間で3回開催しております。

今年度も審査会に諮った案件が1件あり、今年度の都市計画変更手続には間に合わず、故障認定による解除は、来年度に手続きを行う予定となっております。

	以上でございます。
木村委員	分かりました。
会 長	他にありませんか。
福森委員	平成4年の当初指定から30年が近づくなかで、高齢化や後継者がいないといったことにより、生産緑地の指定解除が増えることが予想されますが、今後のあり方についていかがお考えでしょうか。
会 長	事務局、お願いいたします。
課長代理 (都市計画担当)	<p>高齢化の進展や主たる従事者の死亡により、今後、指定解除の御相談が増えることは想定しています。本市の生産緑地は、平成27年4月1日現在、県内19市のなかで、横浜、川崎、相模原に続き4番目の指定面積ということで、政令指定都市に次いで面積や箇所が多いということでございます。面積や箇所が多いですから今後、高齢化した従事者の死亡、当初指定から30年の指定期間を迎えるなかで、解除件数も多くなると見込まれます。</p> <p>このような状況において、今年度、市街化区域内の農地の保全に関するあり方等を検討することを目的として、秦野市、秦野市農協及び一般社団法人J C総研の三者で、「秦野市都市農地保全活用推進協議会」を設立し、国土交通省・農林水産省の補助を受け、「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査」を現在行っております。</p> <p>研究の取り組みとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市農地の多面的機能の評価と存続要件の検討 ○農と住の調和を図る生産緑地等の集合化基盤整備手法の検討 ○所有権と利用権の分離による多面的機能の確保・公共財的活用の検討

をテーマとしており、学識経験者の意見も伺いながら、取りまとめていく予定です。

国土交通省においても生産緑地のあり方は課題となっているとの情報もあり、また、市の農政部局の考えも伺いながら、今後の生産緑地のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

福森委員

分かりました。

会 長

他にありませんか。

宮林委員

これは意見ですが、生産緑地につきましては、大きな検討がなされている。今までは都市が開発等によって拡大していく中で、緑をどのように残していくかが問題でしたが、人口が減少して荒れていく中でどうしていくのかは自治体の考え方によって大きく変わっていきます。そこに都市農業基本法や景観基本法の考え方が入っていきますので、それに市の考え方を加味していかに有効に活用されるかになります。そういったことを長期ビジョンに取り込む必要があると思います。

会 長

私の方からよろしいでしょうか。今後は、基本的には区域が縮小したり、廃止されたりすることが多くなっていくと思いますが、事務局の説明では拡大が何件かありましたが、その土地の従前は何だったのか。農業従事者が増えているのか。聞き逃していると思いますが、その辺を教えてください。

課長代理
(都市計画担当)

ただいまの御質問ですが、今年度の区域の拡大の箇所としましては、箇所番号はNo.211 とNo.245 になります。こちらにつきましては、既存の生産緑地に昔から農地である隣接の土地が売買等により新たに所有権を取得し、既存

の生産緑地の一体的に今後とも農業をやっていくということで、追加指定の申出があり、区域の拡大をしたものです。

以上です。

会 長 所有権が移転したということは、新たに取得した方が農業をやっていきたいということでしょうか。

課長代理
(都市計画担当) 2箇所とも隣接する生産緑地の所有者が、農地を購入して生産緑地として拡大したものです。

会 長 分かりました。

会 長 他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 異議がないようですので、この案件につきまして答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 ここでの答申書（案）の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 御異議がないようですので、そのように決定させていた

だきます。

会 長

続いて、次の議題（２）報告事項第１号の「秦野都市計画下水道秦野第１号公共下水道の変更について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

説明に先立ちまして、本日は事業を担当する下水道部の職員を同席させております。

【下水道河川整備課 職員紹介】

事務局
(都市計画担当)

それでは、秦野都市計画下水道秦野第１号公共下水道秦野市浄水管理センターの変更案について御説明します。まず始めに、本市の都市計画下水道について、御説明します。

本市は、土地の自然的条件により、単独公共下水道と酒匂川流域 関連公共下水道の２つの下水道が位置付けられており、市街化のほとんどの区域である単独公共の秦野第１号公共下水道と、市域西部の一部に酒匂川流域関連の秦野第２号公共下水道があります。

本市の下水道については、生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除などを行うため、昭和４９年２月に都市計画決定し、市街化区域の拡大などに伴い、排水区域の拡大の都市計画変更を経て、現在、第１号公共下水道と第２号公共下水道を合わせて、排水区域は約 2,438ha となっております。

次に、秦野第１号公共下水道について、御説明いたします。秦野第１号公共下水道は、現在、排水区域面積が約 2,388ha となっております。本市には、全部で３つの処理区がありますが、秦野第１号公共下水道については、秦野市浄水管理センターで汚水処理を行っている中央処理区と伊勢原市の終末処理場で汚水処理をお願いしている大根・鶴巻処理区の２つが計画されています。

今回の都市計画変更とは直接関係はありませんが、残り１つの処理区につきましては、秦野第２号公共下水道で西

部処理区として整備が行われております。

続きまして、今回の都市計画変更を行う下水道処理施設である秦野市浄水管理センターについて御説明します。秦野市浄水管理センターは昭和 56 年に供用を開始し、中央処理区の汚水処理を行っています。都市計画で定められている処理場面積は、約 80,700 m²です。

汚水処理の流れとしましては、「秦野主要幹線」から流入した汚水を「秦野市浄水管理センター」で処理し、処理された下水を「秦野市浄水管理センター放流渠（キョ）」から金目川へ放流するという流れになっています。

次に、今回の報告案件であります秦野市浄水管理センターの都市計画変更について御説明します。

秦野市浄水管理センターは昭和 51 年 7 月の第 1 回都市計画変更時に現在の位置に計画され、当時の全体計画汚水量等に基づき施設の規模、配置等が検討され、位置・区域が定められています。

平成 22 年度に実施した秦野市公共下水道全体計画見直しにおいて、計画区域の見直しによる計画人口や節水型家電の普及による汚水量原単位の見直しに伴い、全体計画汚水量は減少し、それに合わせて下水処理に必要な水処理施設も 8 池から 7 池へと減少しました。

また、将来の社会情勢や下水処理の技術革新を踏まえ、本市で下水道汚泥の有効利用等についても検討しました。

この結果、し尿希釈投入施設に係る用地が将来にわたり、下水道事業に支障が無いことが確認できましたので、今回、都市計画に定められた処理施設区域の一部を変更し、約 76,100 m²とするものです。

今後のスケジュールについてですが、11 月中旬に原案を提出し、12 月には都市計画下水道の変更（案）についての説明会、1 月に都市計画変更案の縦覧を 2 週間行った後に、2 月の都市計画審議会に諮問し、3 月に変更告示の予定となっています。

また、都市計画変更の手続きと併せて、下水道事業を引

き続き進めていくため、都市計画法に基づく、事業認可の手続き及び下水道法に基づく、事業計画変更協議の手続きを行い、都市計画の変更告示と同時に、事業が認可される予定で進めております。

以上で、説明を終わります。

課長代理
(都市計画担当)

配布しました資料 1 - 1 は、公共下水道の概要と秦野第 1 号公共下水道の概要、そして今回の都市計画変更についてです。

資料 1 - 2 は、都市計画変更の概要図、資料 1 - 3 は秦野市浄水管理センターの区域変更の詳細図となっております。

会 長

ただ今の報告事項につきまして、何か御質問御意見はございませんか。

会 長

ありませんか、なければ、報告事項第 2 号「はだの交通計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局
(都市計画担当)

それでは、「はだの交通計画」の素案について御報告させていただきます。

はだの交通計画改定の必要性についてです。はだの交通計画は、平成 10 年に実施した「第 4 回東京都市圏パーソントリップ調査」データに基づき、平成 32 年を目標年次として平成 15 年に策定しました。計画策定から 10 年経過した中で、最新のパーソントリップ調査の動向等を踏まえた計画の見直しが必要となりました。

将来人口推計についても、策定当時は、人口も逡増状況にあり、人口増加傾向での予測をしていました。しかし、本市の人口実績や最新の動向を踏まえた将来予測人口と比較すると、大きなかい離が生じています。

また、景気も現在ほどの危機感の中になく、拡大基調の期待感を持った計画が立案可能でした。

しかしながら、少子高齢化や人口減少社会が到来し、近年の社会経済情勢の変化に伴う財政状況が厳しくなった昨今の状況や、新東名高速道路の整備、スマート I C の開設、厚木秦野道路の事業化、インター周辺の土地利用構想などの新たな要因をふまえ、見直しが必要である。

交通を取り巻く課題についてです。社会情勢の現況と変化、交通環境の現況と変化を整理し、6つの観点に集約したものとなっております。

一つ目が、人口減少への対応です。人口増加から人口減少への転換を受け、人口減少社会における将来都市像の実現に向けて、快適な移動環境の整備と都市の活力の維持に資する交通体系の充実が必要となっております。

二つ目が、高齢社会への対応です。高齢化の進展を踏まえ、高齢者や交通弱者の生活交通の確保や移動における安全性の確保、向上に向けた交通体系の充実が必要となっております。

三つ目が、産業活性化への対応です。高速道路網の整備を踏まえ、本市の産業立地ポテンシャルの高まりに対応し、産業立地の促進に資する交通環境整備を進めるとともに、今後予測される新規需要に対応し、安全な地域環境を進めていくための整備が必要となっている。

四つ目が、観光振興への対応です。本市及び隣接市町や周辺地域の豊富な観光資源を活かし、観光周遊が可能となるネットワーク整備やソフト施策と連携した観光周遊ルートの構築等を進めるべく、交通体系の充実が必要となっております。

五つ目が、都市の低炭素化への対応です。環境にやさしい交通体系の実現や公共交通機関の利用促進等を進め、二酸化炭素排出量の削減に寄与する交通体系の充実が必要となっている。

六つ目が、防災・減災への対応です。災害への事前の備えとして、交通体系の整備を進め、都市交通機能を多重化し、強靱化を進めていくことが必要となっている。

交通計画の目標と施策です。上位計画や関連計画の位置づけに基づく将来都市交通像、及び計画の基本目標、基本方針を定め、将来の交通需要の見通しに基づき、交通体系の形成方針と施策展開の方針、期待される効果や目標としての指標、将来の交通計画の全体像を示しております。

ここでは、拠点性を高め、環境に優しく、安全・安心・快適な暮らしよい都市、交通環境の実現を将来都市交通像とし、基本目標として、「安全・安心・快適」、「個性・活力・交流・連携」、「環境」の3つの目標を設定、また、基本方針として、「道路交通体系」、「公共交通体系」、「歩行者・自転車交通体系」、「まちづくり交通体系」、「交通需要マネジメント等」の5つの方針を定めるとともに、土地利用施策との連携を含めて対応していく方針としております。

また、インターアクセス道路として、(仮称)秦野S AスマートI Cと周辺土地利用構想の産業利用促進ゾーンを結ぶ、新たな構想路線を設定し、東西交流圏の拡大、交流活性化、地域経済の活性化、観光振興などの核となる交流軸として検討していくこととしております。

最後に交通計画の実現に向けてです。マネジメントサイクルの構築と、交通計画の推進体制と役割について整理しております。

ここでは、P D C Aサイクルを計画の所管課、事業課を含め、交通計画の推進体制を確立させ、しっかりとチェック体制の構築を図りたいと考えております。

国や県の動向を踏まえた施策の推進と見直しとして、国土強靱化や地方創生の動き、交通政策基本計画の策定を受けた交通分野の方向性を踏まえた中での対応が必要です。また、人や物の移動の前提となる土地利用、都市計画に関しては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画等の動

向も考慮する必要があると整理させて頂いております。
また、現在でも市内に4つの鉄道駅と東名高速道路のICを有している中、新たに新東名高速道路の整備に伴うスマートインターチェンジを含めた2つのインターチェンジが追加され、神奈川の陸の玄関口として、東京都心、日本全国への優れた交通アクセスが、さらに向上させていくとともに、魅力ある交流の都市として、その特性を生かしたまちづくり、交通体系の形成を推進していくと秦野市の交通の優位性を入れながら整理しております。

本計画は、平成24年より、都市計画道路見直しに向けた検討や交通量調査などの改定に向けた事前準備を進め、平成26年より具体的な検討について秦野市総合都市交通体系調査検討協議会を設置し、庁内での検討会を9回、幹事会での検討を4回、協議会での検討を4回実施し、これまで検討してきた事項、委員の皆様から頂きました、御意見を踏まえて、素案が出来上がってきた所でございます。

今後のスケジュールとしましては、11月16日の議員連絡会で報告し、パブリックコメントを12月1日から来年1月8日までの予定で実施させていただき、市民や関係機関等から、素案に対する御意見を募集させていただく予定でおります。その後、冒頭でお話しさせて頂きました、検討協議会へ来年2月に諮り、計画案を決定し、同じく来年2月に予定しております、都市計画審議会へ報告させて頂く予定でおります。

以上で、「はだの交通計画」の改定素案の報告を終わります。

課長代理
(都市計画担当)

事務局から補足ですが、資料2-3のスケジュールでございますが、パブリックコメントを12月1日から1月8日まで実施しますが、11月16日の議員連絡会に御報告し、議員の皆様にも1月下旬まで御意見があればお願いしているところです。

会 長

何か、御質問、御意見はございませんか。

宮林委員

21 世紀の都市づくりの中で交通体系の問題も非常に重要な課題になってきており、説明にもありましたが、動線と安全性、避難、先行投資といった総合的な中で都市計画道路がありますので、今説明がありましたが、様々な分野との関わりの中で、きちんとはまり込むことが非常に重要になりますので、庁内の連携を取って進めてもらいたいと思っていますところでは。

会 長

他分野との連携ということですが事務局から何かございますか。

都市政策課長

事務局から御説明いたします。他部局との連携というお話がありましたが、将来性を見越した中で、多方面からの検討ということでいただいております。生産緑地に関しても同様ですが、農政分野との連携が非常に重要と認識しております。

現在、市のほうでは総合計画後期基本計画、総合戦略と併せて検証しているところでございます。

以上でございます。

会 長

続いて、報告事項第 3 号「第 7 回線引き見直しについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局
(都市計画担当)

それでは、第 7 回線引き見直しについて御報告させていただきます。

線引き見直しにつきましては、昨年 11 月 7 日開催されました都市計画審議会でも御報告させていただきましたが、本日はその後の進ちょく等について御説明いたします。

線引きは、都市計画法第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2 に基づき、おおむね 10 年後の将来人口予測のもと、都市計画

区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものです。

これらの都市計画を見直すことを「線引き見直し」といい、神奈川県下では昭和 45 年に区域区分に関する都市計画を定めて以来、おおむね 5 年ごと、県内一斉に、これまで 6 回の「線引き見直し」を行っています。

今回の第 7 回線引き見直しにあたり、県の人口推計では、少子化の進行などにより 2019(平成 31)年をピークに人口減少に転じることが予測されるとともに、高齢化の加速、産業構造の変化、東日本大震災における津波災害を契機とした沿岸部の土地利用など、地域をめぐる様々な社会経済情勢の変化に対応しつつ、持続可能な県土・都市づくりを進めていくことが必要となっています。

秦野市では第 7 回線引き見直しにあたり、平成 32 年度供用開始の新東名高速道路の整備に伴う(仮称)秦野 S A 周辺の土地利用や、秦野中井 I C 周辺の土地利用等について、重点的に検討し、神奈川県とヒアリングを行った後に都市計画法第 15 条の 2 第 1 項に基づく市案の申出を 6 月中旬に行いました。

神奈川県から 8 月下旬に県素案決定の通知があり、9 月 4 日から 25 日までの間、県の都市計画素案の閲覧及び公述の申出を行ったところ、1 名の公述申出がありましたので、都市計画法第 16 条第 1 項に基づく公聴会を去る 10 月 16 日に開催しました。

公述に対する要旨及び県の考え方については、平成 28 年 3 月を目途に公述人に郵送でお知らせする予定となっております。併せて、公述人の名前を伏せて御意見に対する県の考え方を、県都市計画課及び市都市政策課の窓口において、県と市の双方のホームページにおいてもそれぞれ公表するとともに県都市計画審議会に報告する予定となっております。

今回の線引き見直しにおける、秦野都市計画の主な内容でございますが、次のとおりになります。

一点目として、都市計画区域の面積が、10,361ha から10,376ha と15ha 増加したことです。

二点目として、平成32年度に供用開始を予定している新東名高速道路につきましては、去る6月30日に(仮称)秦野SAへのスマートICの設置が新規事業個所として国土交通省により採択され、おかげさまで7月31日に連結許可をいただきましたが、近隣にある(仮称)秦野SA周辺地区と秦野中井インターチェンジ周辺にある西大竹地区について、一般保留フレームとして設定したことです。

三点目として、既存の市街地、(仮称)秦野SAスマートIC、秦野戸川公園を結ぶ新たな路線と(仮称)曾屋西大竹線とを構想路線として位置づけしたことです。

今年度、秦野市の将来の望ましい交通計画の姿として「はだの交通計画」の改定を行っております。

今後の将来道路網といたしまして、インターアクセス道路として、(仮称)秦野SAスマートICと周辺土地利用構想の産業利用促進ゾーンを結ぶ、新たな構想路線を設定し、東西交流圏の拡大、交流活性化、地域経済の活性化、観光振興などの核となる交流軸として検討していくこととしております。

また、構想路線の曾屋西大竹線については、河原町の交差点の混雑緩和や秦野中井ICと平塚方面との時間・距離短縮の効果が期待されており、また、厚木秦野道路が秦野中井ICまで事業化されたことを受け、今後交通需要が高まることが予測されることから、今後都市計画道路への格上げをし、その実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、公聴会での公述人の意見を承った上で、県素案の調整を行った後に、都市計画案を作成します。

その後、都市計画案について都市計画法第 17 条第 1 項による案の公告及び縦覧を行います。都市計画案に対して、御意見のある方は、縦覧期間中に「意見書」を提出することができます。

来年度の夏ごろを予定しています市の都市計画審議会を開催した後に、県の都市計画審議会を開催し、国土交通大臣との協議を行った後に、都市計画決定の告示となります。時期としては平成 28 年の冬ということをお知らせしております。

都市計画決定告示以後は、市街化区域編入に向けて取り組んでいくわけですが、土地利用計画については、地権者等に対する意向把握に努め、地元に入るタイミングを図ったのち、地元説明会を行った後に策定していきます。それと並行して農林漁業調整や県警協議といった関係機関協議、地元における検討会の開催、地権者のおおむねの同意といったことが進み、熟度が高まった時点で、都市計画法に基づく手続きを行うこととなります。

第 7 回線引き見直しについての説明を終わりにいたします。

課長代理
(都市計画担当)

事務局から一点補足させていただきます。先ほど都市計画区域の面積が 10,361ha から 10,376ha と 15ha 増加したことについてですが、これは、国土地理院が毎年公表している全国都道府県市区町村別面積調というのがございますが、数値については、これまで昭和 63 年度時点の 2 万 5 千分の 1 の地形図を基に、埋立て及び境界変更の告知等による面積値の加減算を行い公表してきましたが、より高精度である「電子国土基本図」の全国整備が平成 25 年度に完了したことから、電子国土基本図の地形データを用いて、直接面積を計測する方法に変更したことによるもので区域を見直したということではないことを申し添えます。

以上でございます。

会 長	何か、御質問、御意見はございませんか。
鳥海委員	都市計画の決定の手続きの中で、都市計画の決定告示がありますが、いつ頃になるのでしょうか。
課長代理 (都市計画担当)	資料にもありますが、都市計画決定手続きの流れを示しております。今は 10 月 16 日に公聴会を開催したところでございます。最終的には平成 28 年冬の予定に神奈川県で都市計画決定告示をすると伺っております。以上でございます。
会 長	次回の都市計画審議会で公聴会の踏まえた原案或いは、公聴会での公述人の意見についての資料が出るのでしょうか。
課長代理 (都市計画担当)	次回の都市計画審議会でございますが、来年の 2 月頃に開催したいと考えています。 現在、県下で公聴会を開催しているところでありまして、その中で公聴会での結果等についてお示しすることができるかどうかは未定でございます。 線引き見直しについては新年度の都市計画審議会で諮問する予定となっております。
会 長	次回の都市計画審議会ではもう一度報告があるのでしょうか。
課長代理 (都市計画担当)	公聴会の公述人の意見についての結果が出せる状態、若しくは、線引き見直しについて進ちょく等がございましたら、2 月の都市計画審議会において報告していきたいと考えております。
会 長	分かりました。

会 長

他にありますか。なければ、次の議題（３）「その他」
ですが、何かございますか。

課長代理
（都市計画担当）

本日の案件は以上となります。
なお、次回の開催予定ですが、先ほどの説明のとおり 2
月を予定しております。議題は、秦野都市計画下水道秦野
第 1 号公共下水道の変更についての諮問答申、はだの交通
計画の報告を予定しております。開催の 1 か月前には日程
をお知らせいたしますので、御承知おきいただきたいと思
います。

以上でございます。

会 長

最後に皆様から何かございますか。
なければ、これをもちまして、本日の審議会を終了します。
御協力ありがとうございました。